

阪神・淡路大震災の被災世帯に対する特別見舞金の支給等に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特別見舞金の支給（第三条―第六条）

第三章 特別援護資金の貸付け（第七条―第十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災により被災した世帯に対する特別見舞金の支給及び特別援護資金の貸付けについて規定するものとする。

（定義）

第二条 この法律において「被災世帯」とは、阪神・淡路大震災（以下「震災」という。）によりその居住する住宅が全壊し、若しくは全焼し、又は半壊し、若しくは半焼したと市町村が認めた世帯をいう。

2 この法律において「市町村」とは、平成七年一月十七日（以下「基準日」という。）において前項の住宅が所在していた市町村をいう。

3 この法律において「高齢者」とは、基準日において六十五歳以上の者をいう。

4 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいい、基準日において胎児であった者を含む。

第二章 特別見舞金の支給

（特別見舞金の支給）

第三条 市町村は、基準日からこの法律の施行の日（この条において「施行日」という。）まで引き続き次の各号のいずれかに該当する者が当該期間引き続き属する被災世帯（これに属する者の所得の額（平成八年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。以下同じ。）の合計額が千万円に満たないものに限る。この項において同じ。）又は施行日前に震災により第一号から第四号までのいずれかに該当するに至った者であつて施行日において引き続き当該各号に該当するものの属する被災世帯の世帯主に対し、特別見舞金として百万円を支給する。

一 高齢者であつて身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とするものとして政令で定めるもの

二 父母のない児童、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない父若しくは母に扶養されている児童又はこれらに準ずる児童として政令で定めるもの

三 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者のうち、その障害の程度が政令で定める障害の程度に該当する者

四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者

五 治療方法が確立していない疾病のうち医療に係る負担が著しく大きい疾病として政令で定めるもの
患者

六 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四条第四項に規定する被認定者のうち、その障害の程度が政令で定める障害の程度に該当する者

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第一条に規定する被爆者のうち、政令で定める者

2 市町村は、基準日において高齢者のみが属する被災世帯又は震災によりその属する者が死亡したため高齢者のみが属することとなった被災世帯であつて、施行日において引き続き高齢者のみが属するもの（これに属する者の所得の額の合計額が五百万円に満たないものに限る。）の世帯主に対し、特別見舞金として五十万円を支給する。ただし、前項の規定により特別見舞金を支給する場合は、この限りでない。

（支給の制限）

第四条 特別見舞金は、被災世帯となるに至つた事情が、当該被災世帯に属する者の故意又は重大な過失によるものである場合には、支給しない。

（非課税）

第五条 租税その他の公課は、特別見舞金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（費用の負担）

第六条 国は、特別見舞金に要する費用につき、その全部を負担する。

第三章 特別援護資金の貸付け

（特別援護資金の貸付け）

第七条 市町村は、被災世帯（これに属する者の所得の額の合計額が六百九十万円に満たないものに限る。）の世帯主に対し、住生活の安定に資するため、特別援護資金を貸し付けることができる。

2 特別援護資金の一世帯当たりの貸付けの限度額は、三百万円とする。

3 特別援護資金の償還期間（三年の据置期間を含む。）は、十年とする。

4 特別援護資金は、延滞の場合を除き無利子とする。

（国の貸付け）

第八条 国は、市町村に対し、特別援護資金の貸付けの財源として必要となる金額に相当する金額を無利子で貸し付けるものとする。

2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十一年とする。

（償還免除）

第九条 市町村は、特別援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は身体上若しくは精神上著しい障害を受けたため特別援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該特別援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

2 国は、市町村が前項の規定により特別援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(貸付金の償還方法)

第十条 市町村は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、特別援護資金の償還を受けたときに、政令で定めるところにより、償還を受けた金額に相当する金額を国に償還するものとする。

(政令への委任)

第十一条 この章に定めるもののほか、特別援護資金の貸付方法、貸付条件その他特別援護資金の貸付け(これに係る国の貸付金の貸付けを含む。)に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第六十五号中「及び福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）」を「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）及び阪神・淡路大震災の被災世帯に対する特別見舞金の支給等に関する法律（平成八年法律第 号）」に改める。

理由

阪神・淡路大震災により被災した世帯の現状にかんがみ、これらに対する特別見舞金の支給及び特別援護資金の貸付けについて規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約三千億円の見込みである。